

障害者総合支援法による施設

(1) 日中活動の場

種 別	サービス区分	内 容
療養介護	介護給付	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。 *療養介護については医療機関への入院とあわせて実施。
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	訓練等給付	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	訓練等給付	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
地域活動 支援センター	地域生活支援事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

(2) 住まいの場

種 別	サービス区分	内 容
施設入所支援	介護給付	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事等の介護や、相談、日常生活上の援助を行います。

費用 介護給付や訓練等給付のサービス費用の1割と食費（実費）が利用者の負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得等に応じて上限額が設定されています。その他にも上限額等が減額される場合がありますので、詳しくは下記までお尋ね下さい。

問合せ 身体障害者・知的障害者の方

障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

18歳以上の精神障害者の方

保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

障害
手帳等

相談・
支援の
窓口

手当・
年金等

医療
費の
助成

税金・
交通
運賃等

在宅
福祉
サー
ビス

社会
参加
・防
災

住宅・
施設・
その他

児童福祉法によるサービス

(1) 障害児通所支援 (18歳未満の児童を対象に社会適応訓練、生活指導、治療等を行います。)

種 別	内 容
児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童及び上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害児等を対象に、居宅訪問型の発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障害児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他の便宜を供与します。

費用 扶養義務者に一定以上の所得がある場合、所得に応じて費用負担があります。
(満3歳になって初めての4月1日から就学前まで無償。)

問合せ こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 04-2998-9035

(2) 障害児入所施設 (18歳未満の児童を対象に社会適応訓練、生活指導、治療等を行います。)

種 別	内 容
福祉型障害児入所支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童を対象に、保護、日常生活の指導、知識技能を付与します。
医療型障害児入所支援	知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児を対象に、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

費用 扶養義務者に一定以上の所得がある場合、所得に応じて費用負担があります。
(満3歳になって初めての4月1日から就学前まで無償。)

問合せ 埼玉県所沢児童相談所 ☎2992-4152 Fax 2994-1420

障害者総合支援法によらない施設

埼玉県要綱に基づく施設

種 別	内 容
生活ホーム	入所 借り上げたアパート等で世話人が食事の世話や生活指導を行います。
心身障害者地域 デイケア施設	通所 自立訓練や授産活動の場として社会参加の促進のための指導を行います。

費用 部屋代、光熱費等の実費負担

問合せ 障害福祉課 ☎ 2998-9116 Fax2998-1147

11.その他

スポーツ大会

彩の国ふれあいピック等、様々な大会がございます。

問合せ 埼玉県障害者スポーツ協会

さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

☎048-822-1120 Fax 048-822-1121

行事

行事名	内 容	開催時期	問 合 せ
所沢市立 障害者施設 「作品展」	障害者福祉についての認識を深めるために市立障害児者施設の「作品展」を行っています。	7月初旬	障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
障害者週間 記念事業	障害に対する理解、認識を深めるための事業を行っています。	12月初旬	障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

※行事については広報でお知らせします。

講習会・研修会

名 称	内 容	問 合 せ
地域福祉サポーター 養成講座	地域の問題を考え、その解決に向けて社協と一緒に考え取り組む方を養成	所沢市社会福祉協議会 ☎2925-0041 Fax 2925-3419
手話講習会	全くの初心者から通訳者をめざす方までレベル別の講習があります。	所沢市手話通訳・要約筆記派遣 事務所 ☎2939-5064 Fax 2923-4780
要約筆記者養成講習 会	聴覚障害者のために、発言者の内容を要約して文字で伝える要約筆記者を養成	
音訳ボランティア養 成講習会	視覚障害者のために、文章や表等の視覚情報を音声にするボランティアを養成	
点訳ボランティア養 成講習会	視覚障害者のために、文章を点字にして情報を伝えるボランティアを養成	
中途失聴者や難聴者 のための手話講座	中途失聴者や難聴者が一緒に手話を学べる講座	

保養所

伊豆潮風館 身療精

障害者のご家族が気軽に宿泊、休養できる施設です。

ご利用の詳細については、施設へお問合せください。

申込み 埼玉県内居住者は利用日の6か月前の月初めから、それ以外の方は3か月前の月初めから受付けています。

電話、はがき、Fax、メールで伊豆潮風館へ。

交通 ・伊豆急行線伊豆高原駅下車、送迎用マイクロバス利用
・直行便バス利用（20人以上の障害者団体）

問合せ 伊豆潮風館
〒413-0231 伊東市富戸 1317-89
☎0557-51-1504 Fax 0557-51-3436
メールアドレス izuchofukan@eagle.ocn.ne.jp

教養文化体育施設

所沢サン・アビリティーズ 身療精

「市内又は飯能市、狭山市、入間市若しくは日高市に住所を有する障害者」、「市内に通勤又は通学する障害者」及びこれらの者で構成されている障害者団体が無料で利用できる施設です。

主な施設 体育室（車椅子スポーツ可）、第1研修室、第2研修室、教養文化室（和室）、音楽室、多目的室

開館時間 月曜から土曜：午前9時から午後10時

日曜及び休日：午前9時から午後5時

休館日 12月29日から1月3日、毎月第4月曜

※公共施設予約システムを利用するためには、団体登録が必要です。施設の利用、予約、団体登録等については、下記にお問い合わせください。

問合せ 所沢サン・アビリティーズ
〒359-0025 所沢市上安松 1286-7
☎2995-1301 Fax 2998-0084

障害手帳等

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅・施設その他